

# 大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和3年4月23日（金）

16時30分～

場所：市役所5階特別会議室

## 次 第

### 議 題

(1) 緊急事態宣言発令に伴う本市の対応について

(2) その他

# 新規陽性者数の推移（4月22日時点）

大阪市内発生状況

## 大阪市

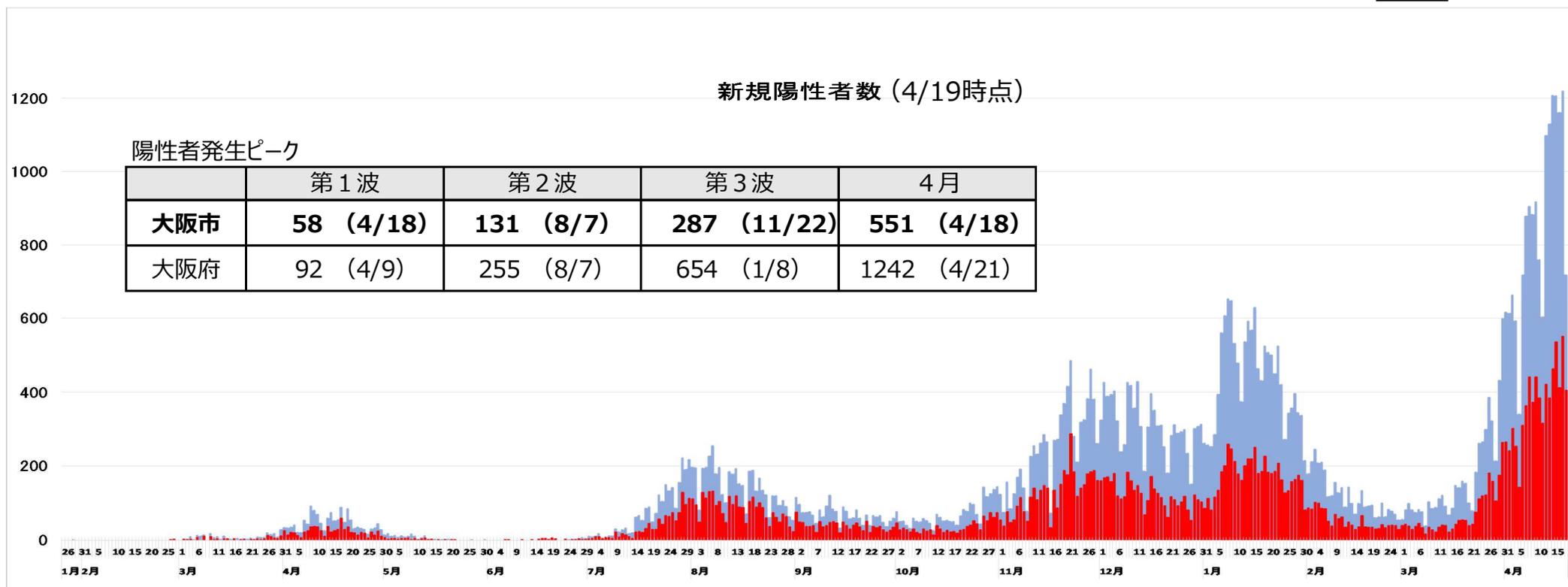
月	火	水	木	金	土	日
3月29日	3月30日	3月31日	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日
105	174	264	265	240	302	254
4月5日	4月6日	4月7日	4月8日	4月9日	4月10日	4月11日
142	310	363	441	373	441	384
4月12日	4月13日	4月14日	4月15日	4月16日	4月17日	4月18日
316	421	384	463	536	412	551
4月19日	4月20日	4月21日	4月22日	4月23日	4月24日	4月25日
405	451	489	459			

## 大阪府

(速報値)

月	火	水	木	金	土	日
3月29日	3月30日	3月31日	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日
213	432	600	616	613	666	593
4月5日	4月6日	4月7日	4月8日	4月9日	4月10日	4月11日
341	731	879	957	927	991	827
4月12日	4月13日	4月14日	4月15日	4月16日	4月17日	4月18日
602	1,099	1,130	1,208	1,207	1,161	1,219
4月19日	4月20日	4月21日	4月22日	4月23日	4月24日	4月25日
719	1,153	1,242	1,167			

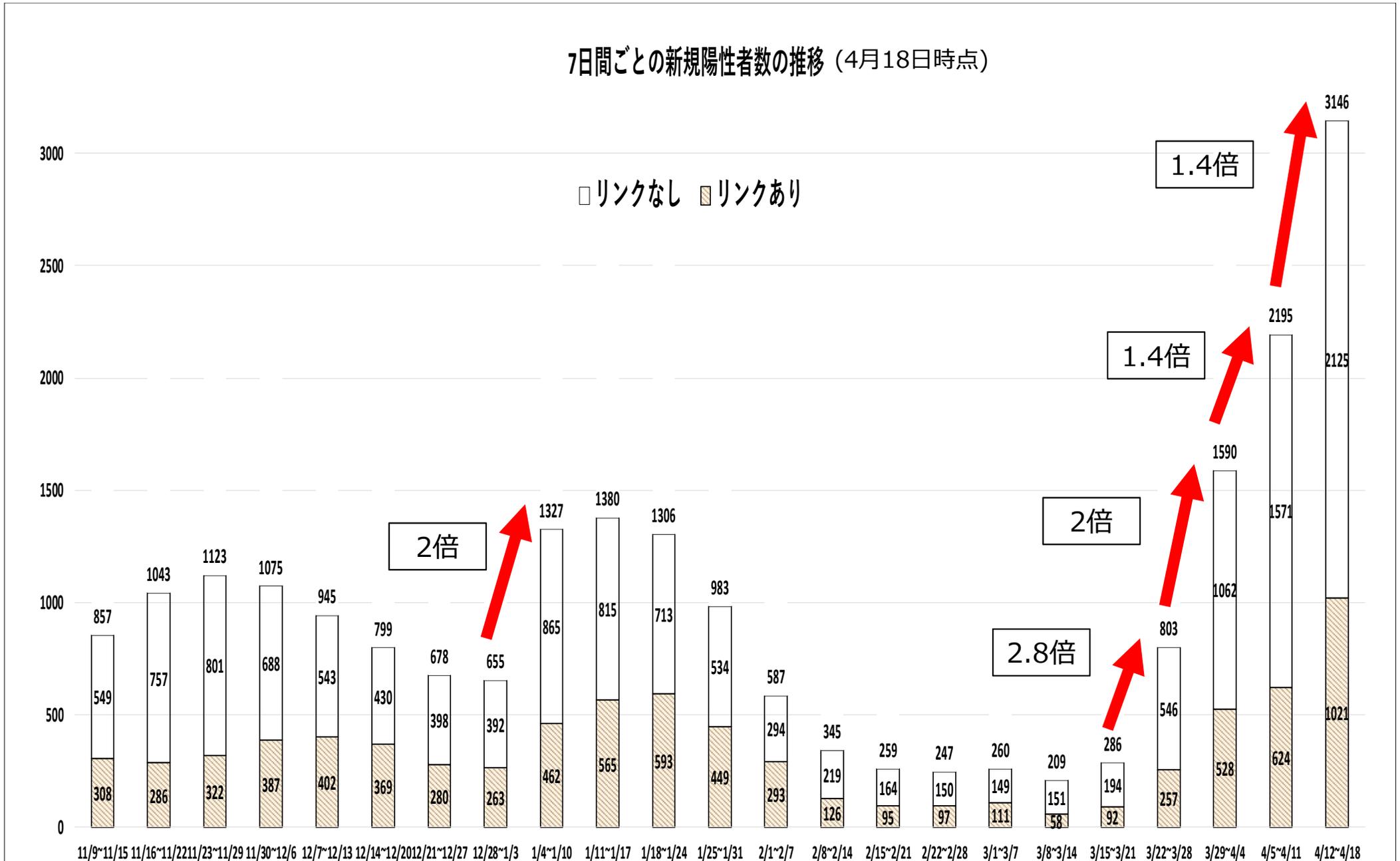
□ は最大人数



# 大阪市内の7日間ごとの新規陽性者数の推移

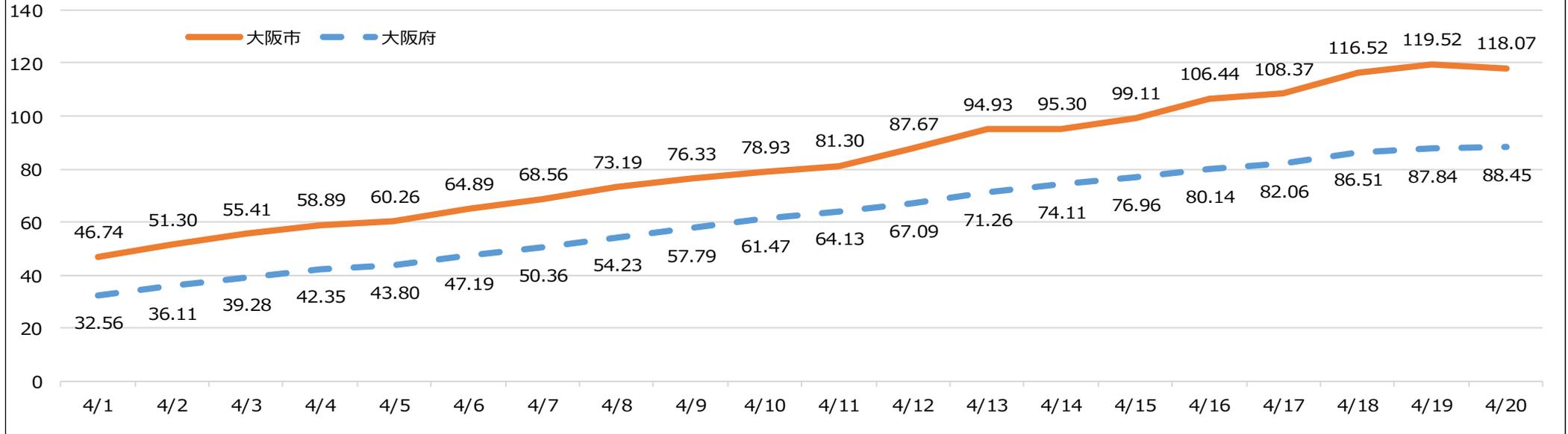
7日間ごとの新規陽性者数の推移 (4月18日時点)

□ リンクなし ■ リンクあり

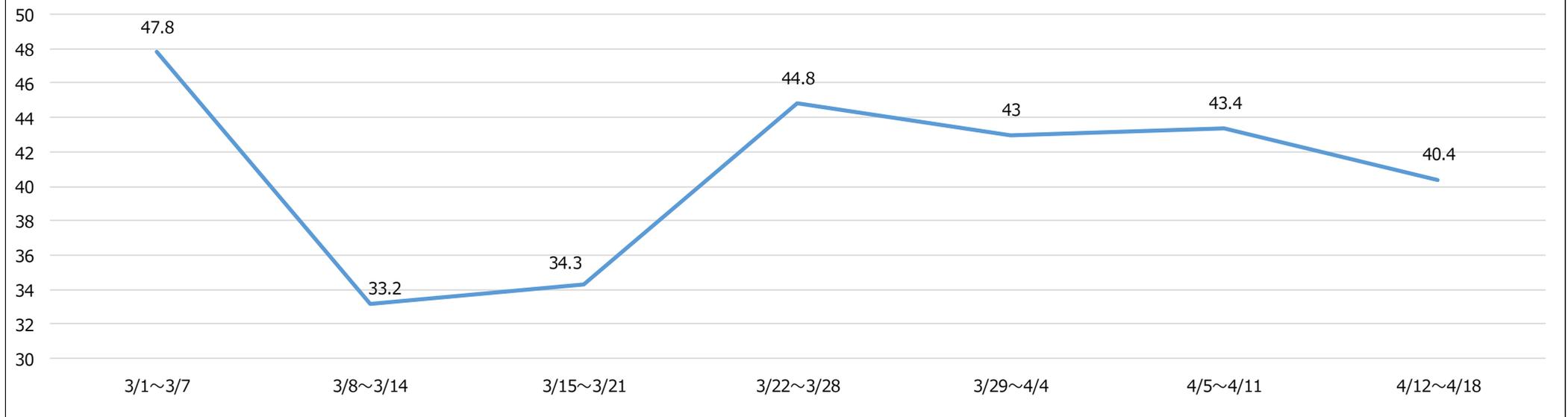


# 大阪府・大阪市の発生状況

## 直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数



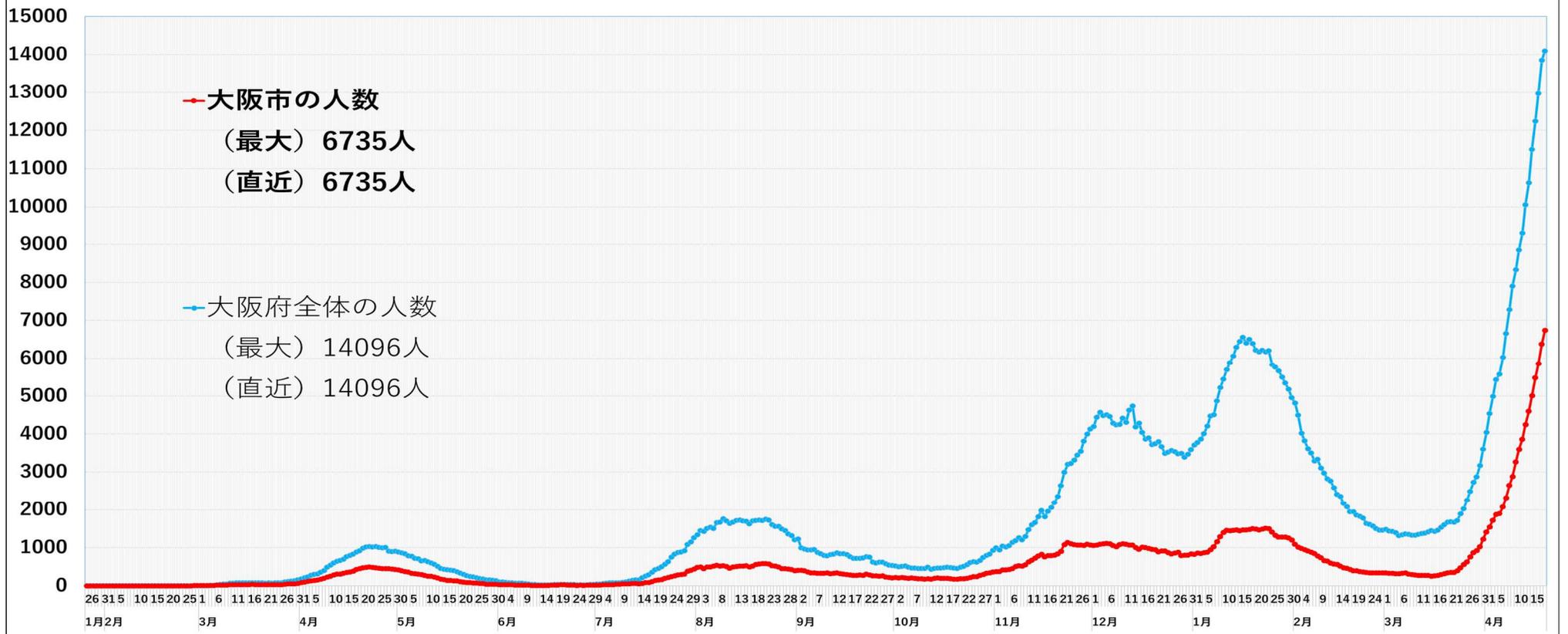
## 1週間あたりの新規陽性者における大阪府に占める大阪市の割合



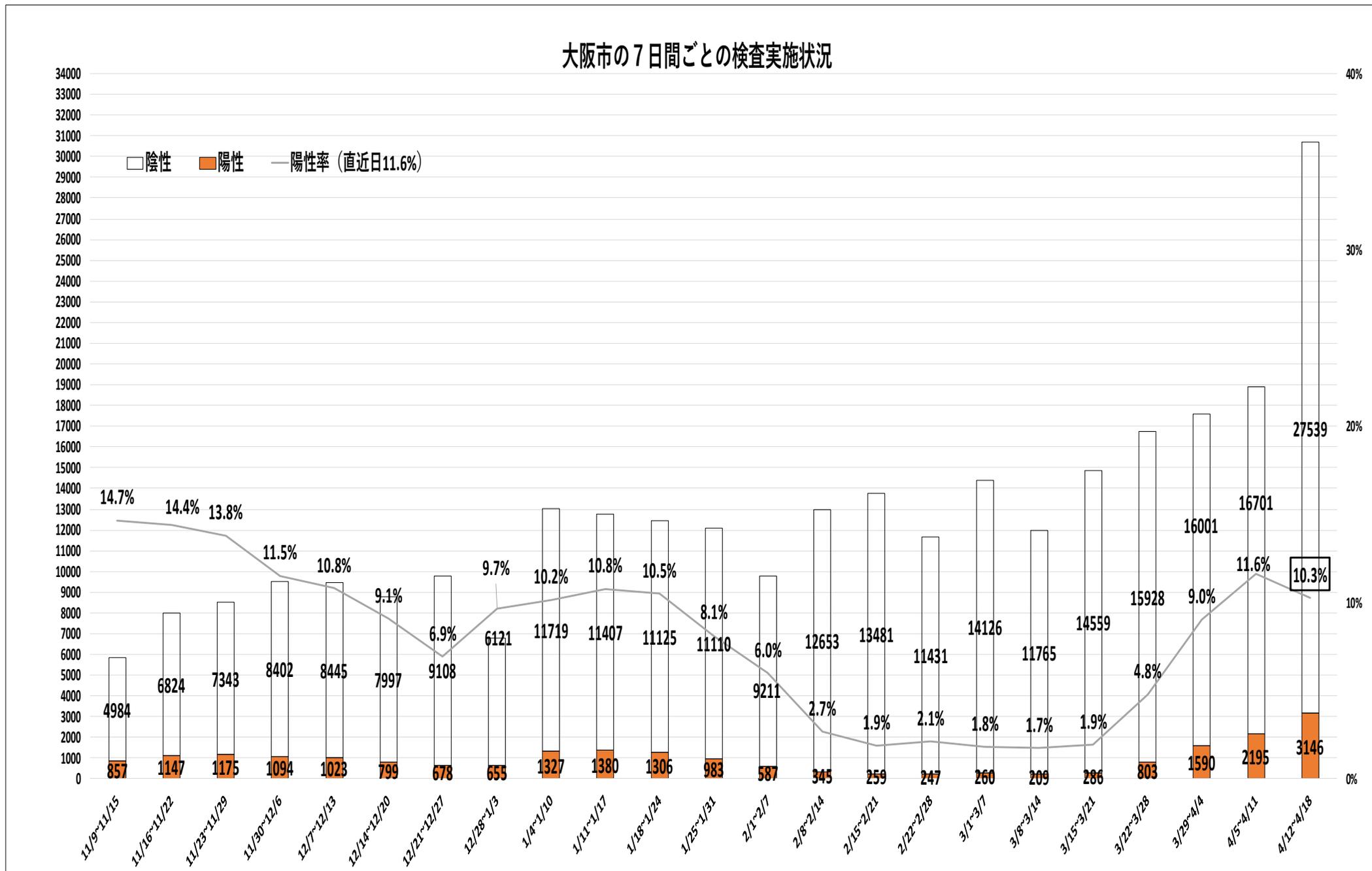
## 大阪市内の陽性者の現況（4月19日現在）

	検査件数	陽性者数 累計	現在陽性者数					療養等 調整中	死亡	退院・ 解除済 累計
			現在 陽性者数	入院中	重症	自宅療養	宿泊療養			
<b>大阪市</b>	<b>371,807</b>	<b>30,163</b>	<b>6,735</b>	<b>793</b>	<b>27</b>	<b>4,933</b>	<b>195</b>	<b>814</b>	<b>565</b>	<b>22,863</b>
大阪府全体	1,259,298	68,688	14,096	1,657	302	8,149	1,100	2,569	1,273	53,319

### 現在陽性者数

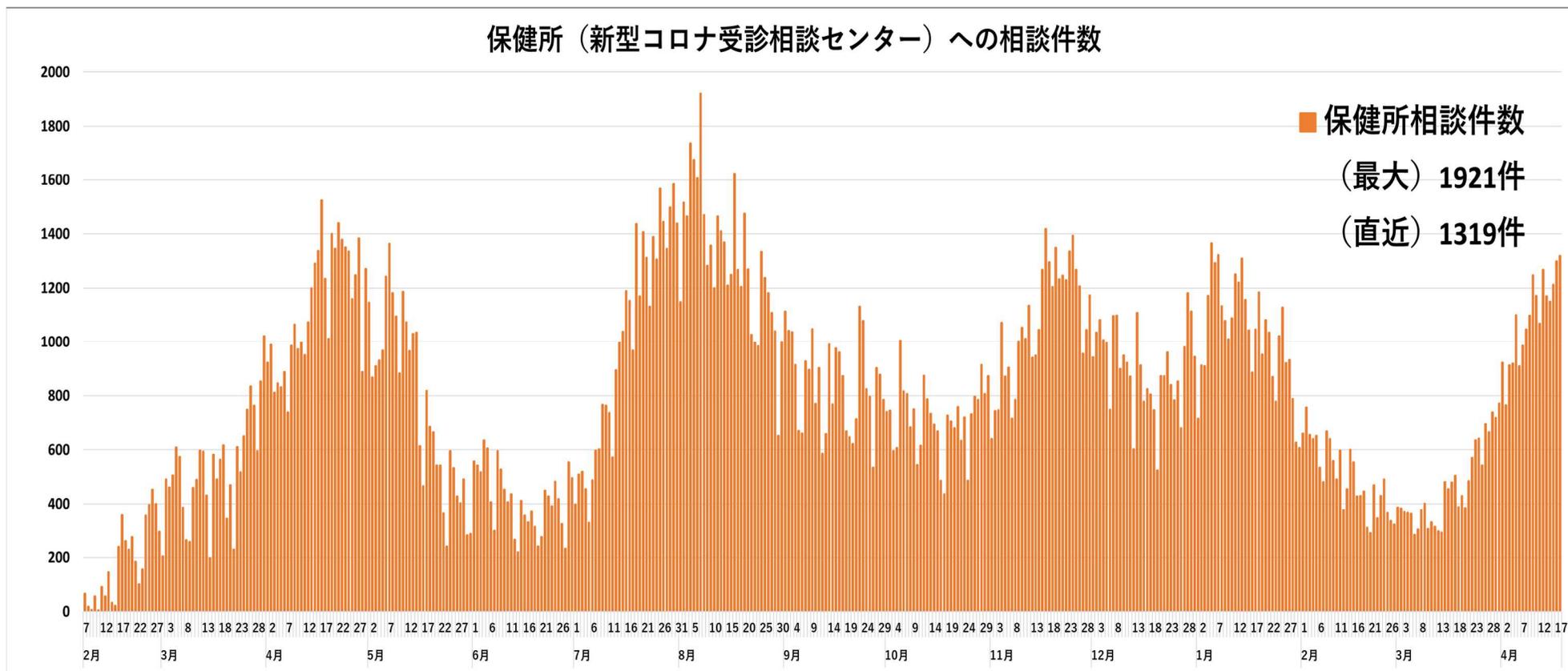


# 大阪市の7日間ごとの検査件数(陰性確認除く)と陽性率(4月18日時点)



# 保健所（新型コロナ受診相談センター）への相談件数（4月18日時点）

	累計 〔保健所：R2.2/7~R3.4/18 区：R2.3/1~R3.4/18〕
保健所（新型コロナ受診相談センター）	349,986 件
24区役所（各区保健福祉センター）	36,957 件
<b>相談件数合計</b>	<b>386,943 件</b>



● 病床等の確保状況について

(1) 患者受入重症病床利用率

	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22
①確保病床数	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224
a(参考)①を上回って確保した病床数を含む病床数				227	232	241	248	248	248	254	259	270	272
②患者数	182	188	203	213	219	226	229	236	244	248	257	261	272
③病床利用率(%) 患者数/確保病床数	81.3%	83.9%	90.6%	95.1%	97.8%	100.9%	102.2%	105.4%	108.9%	110.7%	114.7%	116.5%	121.4%
(参考) 病床利用率(患者数/a)				93.8%	94.4%	93.8%	92.3%	95.2%	98.4%	97.6%	99.2%	96.7%	100.0%

4/22現在 重症患者数÷実運用病床数 100.0% (272(※1)/272) ※2

※1 対応できる人材や設備が整っている軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている重症者数56人(重症者数計328人)

※2 うち、大阪コロナ重症センター(24人/25床)

(2) 患者受入軽症中等症病床利用率

	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22
①確保病床数	1766	1766	1776	1781	1781	1781	1781	1781	1781	1781	1784	1784	1798
②患者数	1015	1071	1099	1125	1132	1196	1241	1289	1387	1409	1407	1422	1436
③病床利用率(%) 患者数/確保病床数	57.5%	60.6%	61.9%	63.2%	63.6%	67.2%	69.7%	72.4%	77.9%	79.1%	78.9%	79.7%	79.9%

4/22現在 軽症中等症患者数÷実運用病床数 80.1% (1436(※1)/1793)

※1 対応できる人材や設備が整っている軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている重症者数56人(重症者数計328人)

【参考】大阪市立十三市民病院の病床利用率

	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23
①確保病床数	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
②患者数	48	50	54	52	53	58	61	59	58	59	56	57	58	57
③病床利用率(%) 患者数/確保病床数	68.6%	71.4%	77.1%	74.3%	75.7%	82.9%	87.1%	84.3%	82.9%	84.3%	80.0%	81.4%	82.9%	81.4%

(3) 患者受入宿泊療養施設部屋数利用率

	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22
①確保部屋数	2416	2416	2416	2416	2700	3059	3059	3059	3059	3059	3059	3059	3059
②療養者数	753	765	783	790	834	894	845	952	1013	1100	1211	1344	1457
③部屋数利用率(%) 療養者数/確保部屋数	31.2%	31.7%	32.4%	32.7%	30.9%	29.2%	27.6%	31.1%	33.1%	36.0%	39.6%	43.9%	47.6%

4/22現在 宿泊療養者数÷実運用部屋数 47.6% (1457/3059)

# 大阪市保健所 新型コロナウイルス感染症対策の体制強化について

- 新型コロナウイルス感染症対策にかかる専門グループを設置し、順次、体制を拡充。
- ワクチン接種を担当する専門チームを設置し、順次、体制を拡充。

## 当初体制（令和2年4月体制）

【感染症対策課 計53名】

感染症グループ } : 53名  
結核グループ }

+

〔 局内外出張応援：34名 〕

順次  
拡充

新型コロナ受診相談センター：23名  
(専門人材派遣の増員)

## 当初体制（令和3年2月体制）

■ ワクチン接種調整チーム（新設） 15名

〔 ○感染症対策支援担当課長 1名  
○課長級専門職 1名 〕

拡充

## 現行体制（令和3年4月体制）

【感染症対策課 計226名】

感染症グループ } : 50名  
結核グループ }

新型コロナウイルス感染症対策グループ：137名（内22名は4月中に増員予定）

- 感染症対策調整担当課長 1名
- 課長級専門職 4名

4月中  
増員予定  
(全て事務)

■ 企画チーム（全体調整・データ管理等） 《リーダー：感染症対策調整担当課長》	26名	+ 7名
■ 疫学調査等チーム（健康観察含む） 《リーダー：保健主幹》	35名	+ 6名
■ PCR検査受診等調整チーム 《リーダー：保健主幹》	27名	+ 3名
■ 入院・宿泊療養等調整チーム 《リーダー：保健主幹》	18名	+ 3名
■ 医師チーム（全体指導・医療機関調整） 《リーダー：医務主幹》	9名	+ 3名
	115名	+ 22名

+

局内外の応援等（+25名）

■ 局内外の出張応援

保健師 14名  
〔 局外4名、局内10名  
※時間外は局内約2名追加 〕  
監視員 6名〔 薬剤師・獣医師 〕  
事務 5名

市外の応援

- 厚生労働省地域支援班からの応援派遣  
クラスター対応の支援
- 塩野義製薬からの応援派遣  
データ入力等（延べ8人）

■ ワクチン接種調整チーム（拡充） 39名

〔 ○感染症対策調整担当部長（新設） 1名  
○感染症対策支援担当課長 1名  
○課長級専門職 1名 〕

新型コロナ受診相談センター：44名（うち4月+10）  
(専門人材派遣を状況に応じて対応)

- ・表中《 》は課長数で内数。
- ・専門グループの増員は、本務職員に加えて臨時的任用職員を活用。
- ・専門グループの職種は、医師、保健師、監視員、事務職等で構成。
- ・受診相談センターは、民間人材派遣による医師及び看護師で構成。

## 保健所業務の重点化・効率化

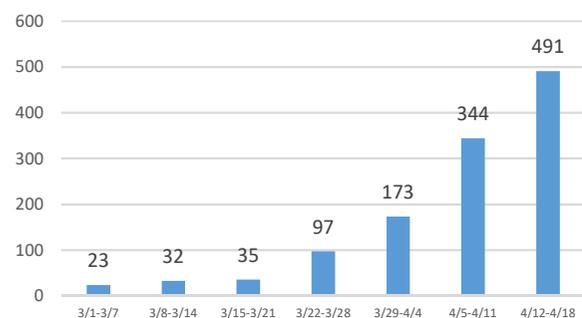
主な重点化項目	内 容
疫学調査項目の重点化	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 15～39歳以下で重症化リスクが低い方について、<ul style="list-style-type: none"><li>・ 疫学調査項目を重点化</li><li>・ 区の負担軽減のため区から保健所に疫学調査を引き上げ、集約（重症化リスク高い方は、現行通りの疫学調査を各区が実施）</li></ul></li></ul>
変異株への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 変異株患者の療養解除基準の緩和（通常のコロナ患者と同じ扱い）</li></ul>
業務のICT化	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 一部検査予約及び陰性検査結果通知等についてICT化</li></ul>

# 新型コロナにかかる救急事案の現状と課題について

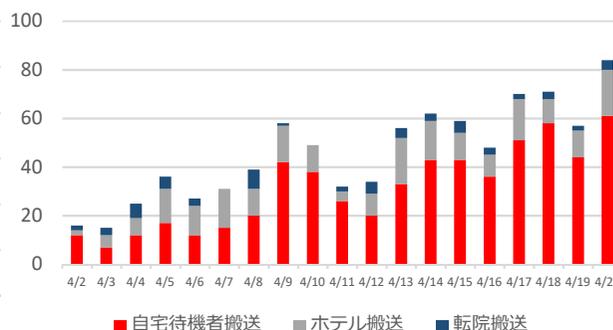
## <現状>

- 新型コロナ感染者数増加に伴い、新型コロナ対応の救急要請件数は増加（転院搬送、宿泊施設者・自宅療養者等の搬送）
- 搬送先が決まっていない自宅療養者からの救急要請が増加。（保健所への電話が繋がらないケースも多い。）
  - ・搬送先決定まで現場待機して、救急隊が傷病者管理を実施。
  - ・長時間待機するケースが、毎日複数発生。
- 長時間要する遠方への搬送が多く、活動可能な救急隊が著しく減少する時間帯が発生。

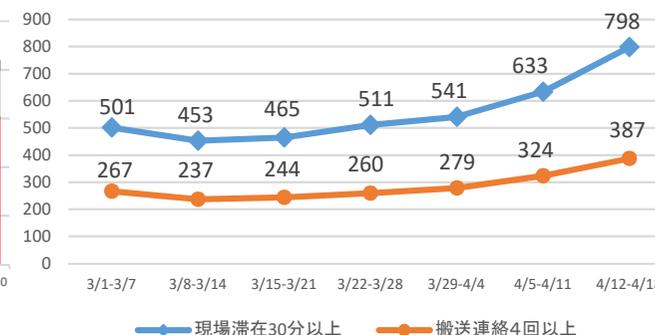
〈新型コロナ陽性事案出場件数〉



〈コロナ陽性者対応件数（発生場所別）〉



〈搬送困難事案〉



## 【現場滞在時間】

月日	3/1-7	3/8-14	3/15-21	3/22-28	3/29-4/4	4/5-11	4/12-18
30分未満	2,721	2,668	2,790	2,849	2,872	2,626	2,432
30～59分	449	395	400	439	467	493	520
60～119分	47	56	62	65	62	100	147
120～179分	4		3	7	8	21	54
180～359分	1	2			4	19	57
360分以上							20

## 【現場到着時間（出場～到着）】

月日	3/1-7	3/8-14	3/15-21	3/22-28	3/29-4/4	4/5-11	4/12-18
所要時間（分）	5.0	5.0	5.1	5.2	5.3	5.6	5.9

※グラフ・表の数値については、速報値です。

## <課題>

- 搬送先が決まらないことによる現場滞在時間の延長
- 宿泊療養者、自宅療養者への酸素投与等の応急処置
- 救急活動の長時間化による活動可能な救急隊の不足



**市内の救急事案に対して、到着や処置が遅くなり、救える命が救えなくなる危険性**

## 対応策

### 消防局の対応

～新型コロナウイルス感染症対応事案の多い昼間帯における救急体制強化策～

- 消防隊による救急隊乗換え運用
- 本部救急隊の日勤化による新型コロナ専用救急隊の設置
- 消防局本部職員の応援による救急隊の増隊

(現行) 69隊 → **最大+6隊** **合計75隊体制**

### 大阪府との協議

#### ■ 入院患者待機ステーションの運営協力

→大阪府が設置した入院患者待機ステーション※に本部救急隊を配置して、運営協力を実施

※入院患者待機ステーション:  
搬送先が見つからない傷病者に酸素投与等の応急処置を行い、複数名を一元管理する施設

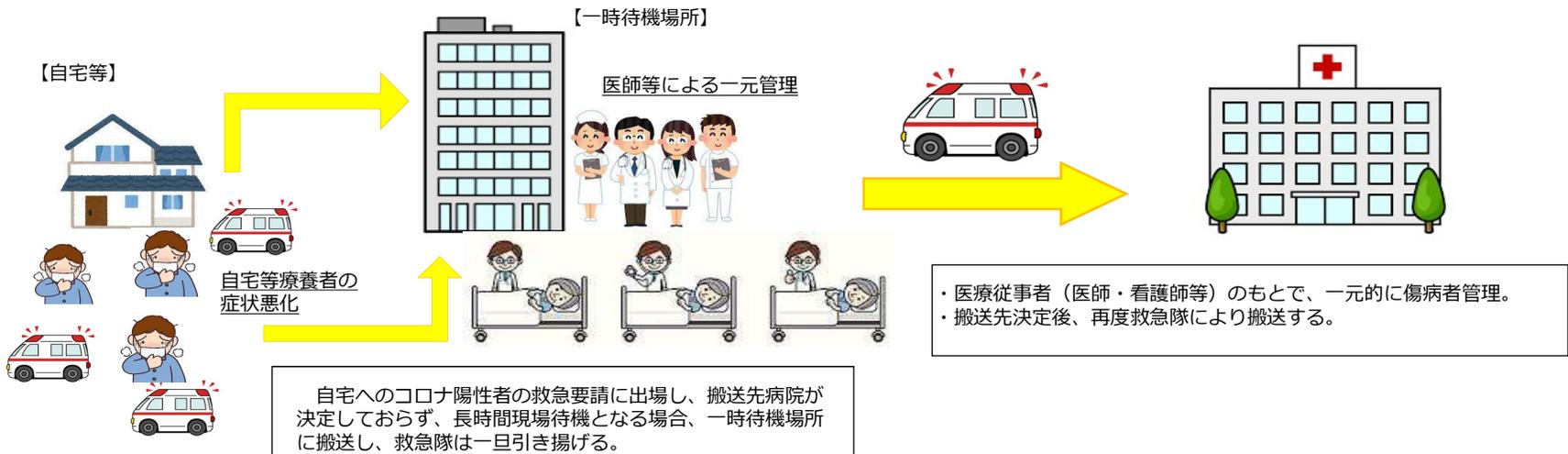
## 更なる対応策

### 関係機関との協議

- ホテル借り上げ等による専用施設（機能強化型）の設置要望（下図参照）
- 既設ホテルの転用による一時待機場所の増設要望

### 活動可能な救急隊を増やす

〈イメージ図〉



## 新型コロナウイルス感染症への対応状況（福祉局）

令和3年4月23日現在

### 1 施設等における発生状況（令和2年4月1日～令和3年4月22日）※福祉局把握分

#### （1）高齢者施設等

- ・679か所の施設・事業所において、2,045人（利用者1,204人、スタッフ841人）の陽性。  
このうち、185か所578人（利用者320人、スタッフ258人）は、本年3月以降に発生。

#### （2）障がい者施設等

- ・294か所の施設・事業所において、615人（利用者341人、スタッフ274人）の陽性。  
このうち、96か所272人（利用者166人、スタッフ106人）は、本年3月以降に発生。

### 2 福祉局における対応策

- ・社会福祉施設等に対し、必要に応じて衛生用品を提供。
- ・防護具の着脱方法等について、入所施設に対し順次、巡回により実地に指導、助言。
- ・ホームページに、感染予防に係る関連通知やチェックリスト、解説動画等を掲載。
- ・社会福祉施設等向けの感染予防対策に関する研修をオンラインで実施。

### 3 衛生用品の備蓄状況等

衛生用品	これまでの提供状況	現在の備蓄状況
マスク（サージカル）	約53万枚	約20万枚
マスク（不織布）	約206万枚	約33万枚
ガウン	約9万着	約1万着
手袋	約127万組	約201万組
フェイスシールド・ゴーグル	約2万個	約1万個
アルコール消毒液	約5千リットル	約300リットル

- ・国に対して、ガウン3万着、フェイスシールド4千個等の追加を依頼済み（令和3年4月19日）。

# (1) 外出の自粛

第4回新型インフルエンザ等対策推進会議  
基本的対処方針分科会資料より抜粋

## 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請

(法第45条第1項)

- ・ **20時以降の不要不急の外出自粛** (生活や健康の維持のために必要なものについては対象外 (※))
- ・ **混雑している場所や時間を避けて行動すること**
- ・ **感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える**
- ・ **不要不急の都道府県間の移動は、極力控える**
- ・ **地下鉄、バス等の交通事業者に対して、平日の終電の繰上げ、週末休日における減便等や主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力の依頼**
- ・ **事業者に対して、屋外照明 (防犯対策上、必要なもの等を除く) の夜間消灯等、必要な協力の依頼**

# ※ 生活や健康の維持のために必要なもの

## 国民の安定的な生活の確保

自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① **インフラ運営関係**（電力、ガス、石油・石油化学・L Pガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② **飲食料品供給関係**（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ **生活必需物資供給関係**（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ **宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係**（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ **家庭用品のメンテナンス関係**（配管工・電気技師等）
- ⑥ **生活必需サービス**（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ **ごみ処理関係**（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ **冠婚葬祭業関係**（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ **メディア**（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ **個人向けサービス**（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

## (2) 催物（イベント等）の開催制限

**主催者等に対して、原則として無観客で開催するよう要請**（第 24 条第 9 項）

（社会生活の維持に必要なものを除く）

## (3) 施設の使用制限等

- ・ **酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対して休業を要請**

（飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。）

上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く）に対して、営業時間の短縮（20 時まで）の要請（第 45 条第 2 項）

- ・ **多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設に対して休業を要請**（生活必需物資の小売関係等を除く）

- ・ **原則として無観客での開催を要請**（第 24 条第 9 項）（社会生活の維持に必要なものを除く）

- ・ **路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等を行う**

- ・ **閉館や閉園等を検討**

## **(4) 職場への出勤等**

- ・ **テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す**
- ・ **20時以降の勤務を抑制（事業の継続に必要な場合を除く）**
- ・ **時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組の推進**
- ・ **感染防止のための取組や「三つの密」や「感染リスクが高まる5つの場面」等を避ける行動を徹底**
- ・ **種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること**
- ・ **ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進**

## **(5) 高齢者施設等従業者の検査等**

- ・ **感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施**
- ・ **面会に関する感染防止策の徹底（オンライン面会の活用等）**
- ・ **高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御**
- ・ **業務継続支援の徹底**
- ・ **政府が行うモニタリング検査拡充への積極的な協力**

※例えば、密になりやすい、又は、多くの人が入りし接触するような事務所・作業所、寮、大学等や、・ 歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施

## (6) 学校等の取扱い

- ・ 学校設置者及び大学等に対して、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請  
(一律に臨時休業を求めるのではない)
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請
- ・ 大学等については、感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を要請
- ・ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底を要請（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）
- ・ 保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請

## 緊急事態宣言が発出された場合の大阪市の学校運営について

大阪府内の中でも特に大阪市内において新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加し、医療の危機的状況が生じており、児童生徒の中に重症者が出たとしても、十分な医療体制が確保される保証はなく、本市として児童生徒の安全安心の確保を最重要課題とする観点から、小中学校において、各家庭でのオンライン学習等を基本とする。なお、給食費の無償化や児童生徒の健康面への給食の役割の観点から給食を実施するとともに児童生徒の心のケアの観点から対面での健康確認等を実施することから学校休業は行わない。

### 1. オンライン学習等の進め方

#### ○小学校

- ・ 1時限から2時限まで、持ち帰った学習者用 ICT 端末を使い、各学校の指示に従い、教育委員会が配信する授業動画等を視聴し、状況に応じてプリント学習を併用するなどして、各家庭でオンライン学習等を実施する。
- ・ 学習内容は各学校の実情や学年の状況を踏まえて、各学校で柔軟に決定し、時間割をあらかじめ児童生徒及び保護者に周知する。（教育委員会からモデル時間割を示す。）
- ・ その後登校し、給食までの時間を活用して、オンライン学習の内容確認や定着度を測るプリント学習などを実施するとともに、今後の学習内容の指示を行う。
- ・ 給食実施後に下校し、再び各家庭でオンライン学習等を実施する。

## ○中学校

- ・ 1 時限から 4 時限まで、持ち帰った学習者用 ICT 端末を使い、各学校の指示に従い、教育委員会が配信する授業動画等を視聴し、状況に応じてプリント学習を併用するなどして、各家庭でオンライン学習等を実施する。
- ・ 学習内容は各学校の実情や学年の状況を踏まえて、各学校で柔軟に決定し、時間割をあらかじめ児童生徒及び保護者に周知する。（教育委員会からモデル時間割を示す。）
- ・ 4 時限のオンライン学習等の実施後、生徒は学校へ登校し、給食を喫食する。
- ・ 給食実施後、各家庭で実施したオンライン学習の内容確認や定着度を測るプリント学習などを実施するとともに、今後の学習内容の指示を行う。

※家庭で実施するオンライン学習等は授業時数にはカウントできないものの、上記プリント等により学習の定着が確認できた教科・単元については、改めての授業は実施しないことができることとする。

## 2. 学校での預かりの実施

- ・ 監護する保護者がいない場合等については、児童生徒を学校で預かり、各家庭で行うオンライン学習等と同様の学習を実施し、 課業時間外については、いきいき放課後事業に引き継ぐ。

## 3. 部活動について

- ・ 学校休業でないことから全面休止とはせず、現在と同様に例外を除いて休止とする。

※ 高等学校の学校運営は大阪府に準じる。

## 学校園における新型コロナウイルス感染症の感染状況

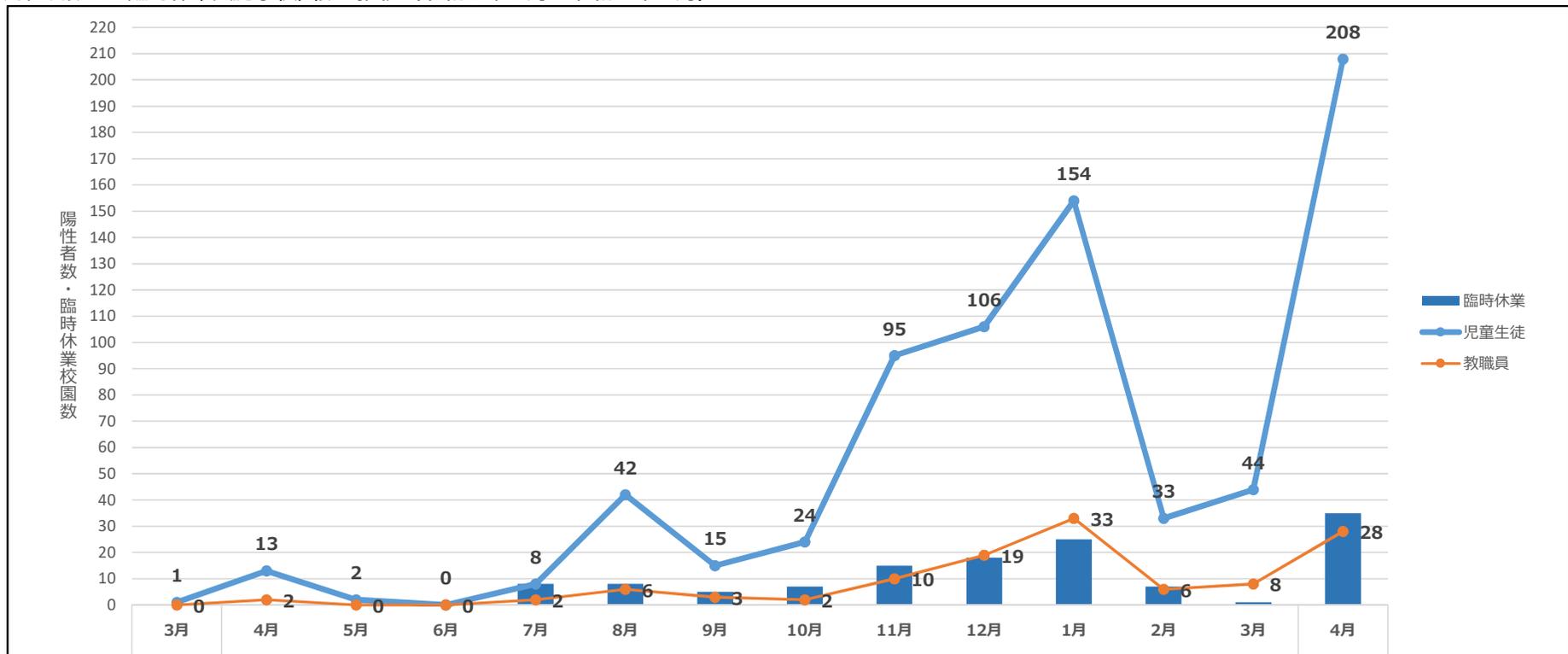
令和3年4月23日  
教育委員会事務局

### ■ 陽性者数及び臨時休業実施学校園数

		R1年度	R2年度												R3年度	計
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月※	
陽性者数	児童生徒等	1	13	2	0	8	42	15	24	95	106	154	33	44	208	745
	教職員	0	2	0	0	2	6	3	2	10	19	33	6	8	28	119
臨時休業実施学校園数		0	0	0	0	8	8	5	7	15	18	25	7	1	35	129

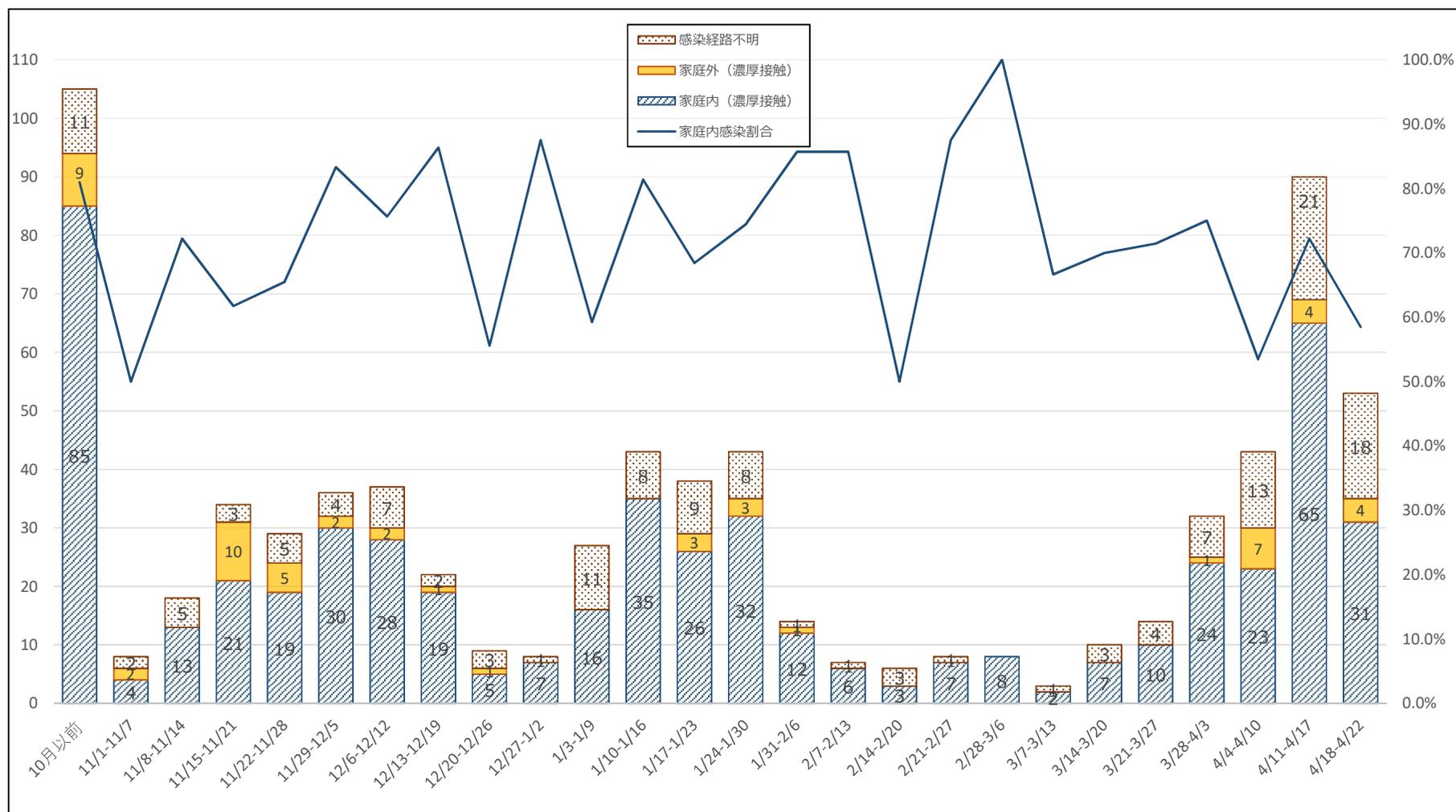
※ 4月は4月22日判明分まで

### ■ 陽性者数及び臨時休業実施学校園数の推移（令和2年3月～令和3年4月）



- ・ 3月下旬から陽性者数が増加。
- ・ 児童生徒について、4月は22日判明分までで1月の陽性者数を上回る208人の陽性者を確認。

■ <参考> 令和2年11月以降の週単位の感染経路別陽性者数（児童生徒）



※教育委員会への第1報時点での情報を基に作成しているため、保健所による疫学調査結果とは異なる場合がある。

- ・陽性者数は増加しているものの、家庭内感染が占める割合に大きな変動は見られない。
- ・現時点では教育活動による拡大状況にはないが、新学期から2週間を経過する4月23日から5月6日までの感染状況や重症化事例の有無を観察する。

■こども青少年局所管施設等における新型コロナウイルス感染症  
陽性者数（利用児童、職員）、発生施設数及び休園対応施設数（R3. 4. 21時点）

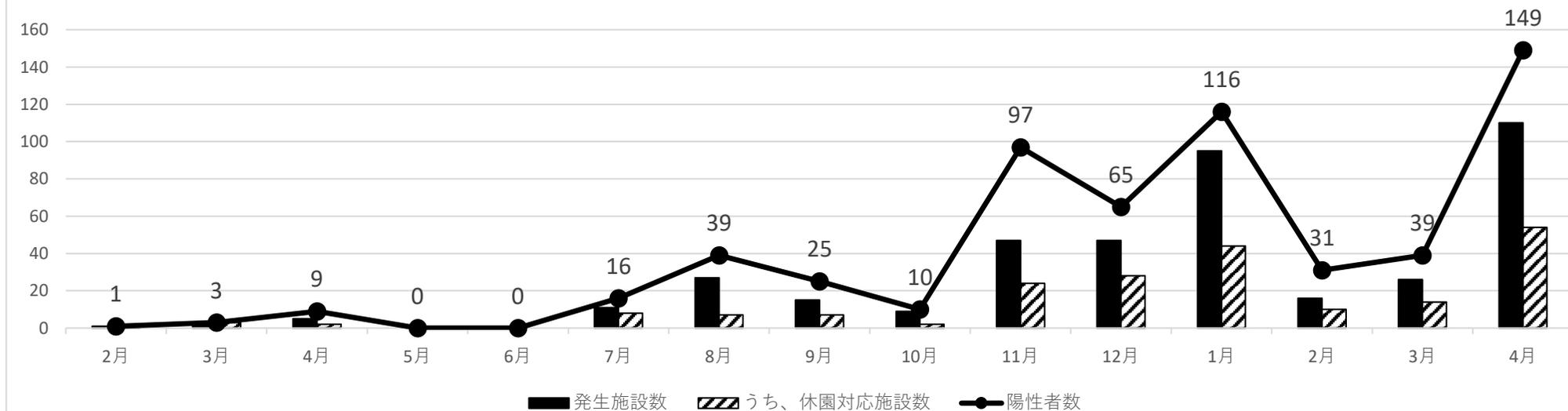
令和3年4月23日  
こども青少年局

	R2												R3				計
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
陽性者数	1	3	9	0	0	16	39	25	10	97	65	116	31	39	149	600	
うち、児童数	1	0	6	0	0	2	23	15	4	46	29	52	14	16	76	284	
児童数／陽性者数	100%	0%	67%	—	—	13%	59%	60%	40%	47%	45%	45%	45%	41%	51%	47%	
発生施設数	1	3	5	0	0	11	27	15	9	47	47	95	16	26	110	412	
うち、休園対応数※	1	3	2	0	0	8	7	7	2	24	28	44	10	14	54	204	

保育施設等 316  
認可外保育施設 59  
児童養護施設等 14  
いきいき等 23

※疫学調査対応等の臨時休園は除く

陽性者数、発生施設数及び休園対応施設数の推移（R2. 2～R3. 4）



## こども青少年局所管施設等における新型コロナウイルス感染症の状況及び対策

### ■ 感染状況

- ・ 感染者数は、第 3 波のピークを大きく上回る勢いで増加している。
- ・ 同居家族の陽性判定に伴い濃厚接触者となった児童が、検査の結果、陽性となるケースが多い。  
陽性となった児童は、無症状か軽症（重症例なし）。
- ・ 局所管施設においては、子ども同士の感染等によるクラスター化は見られない。

### ■ 今後の方針

- 生活の維持に必要な保育施設等を始め、いきいき、学童保育、幼稚園における一時預かり事業は、感染防止対策を徹底しつつ、引き続き開所（実施）する。  
保護者が仕事で休まれる等で家庭での保育が可能な方のみ、家庭保育の協力を依頼。
- 保育施設等は、陽性者の報告を受けて、「必要に応じて疫学調査のための臨時休園を行い、調査結果に基づき部分休園や全部休園を本市より要請」というルールで対応。  
⇒ 今後こうした判断を迅速かつ的確に行ない、個別に対応していく。
- 児童が 24 時間生活を送る一時保護所や児童養護施設等では、  
集団感染も懸念されることから、引き続き、最大限の感染対策を続けていく。

# 保育施設等における緊急事態宣言発令時の対応について

## 大阪市の対応

### 現状

緊急事態宣言（令和3年1月13日発令）及び、まん延防止等重点措置適用期間を通して、

○感染防止策の徹底を行いつつ、通常どおりの保育の提供を行う。



### 緊急事態宣言期間中の対応

- 利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であることから、保育の機能は維持する。
- 保護者が仕事を休まれる等で家庭での保育が可能な方のみ、家庭での保育の協力を依頼
- 家庭保育の協力に応じた場合の保育料（0～2歳児）の日割り減額を実施
- 各保育施設等において引き続き感染防止策の徹底に努めていただく。